

市民活動団体による市民活動に対する市（市民交流センター）の支援一覧

	共催事業	単独事業（市の「協働」ありの場合）
内容・条件	市の行政課題に沿うなどし、市民活動団体と市とが、ともに事業を企画・運営する ①市の事業と市民活動団体の事業とをひとつにまとめた事業 ②市が企画する事業を市民活動団体が実施主体となり実施する事業 ※共催事業の場合、市に対して、「後援等承諾申込書」の提出が必要	市民活動団体が自ら市民活動を企画・運営する
企画	ともに行います	立案された企画の内容について、相談に応じます
準備	ともに行います	-
運営	ともに行います	-
施設使用料	多目的室又は会議室で開催する場合の使用料は徴収しません	-
備品貸出	無償で行います	有償で行います
広報／ポスター	作成／ともに行います 印刷／原則、交流センターが必要部数を印刷します 配架／交流センター及び市の公共施設	作成／- 印刷／- 配架／交流センターに掲示し、他施設へ掲示を依頼します
広報／チラシ	作成／ともに行います 印刷／交流センターが必要部数を印刷します 配架／交流センター及び市の公共施設 ※教育施設については要協議	作成／相談に応じる（原則、団体が作成する） 印刷／交流センターが 50 部（+20 部/団体）印刷します ※それ以上の印刷は、市民活動団が行ってください 配架／交流センター及び市の公共施設
市の広報手段	広報誌に掲載します コスモスプラザ HP で発信します コスモスプラザ SNS で発信します	広報誌に掲載できます ※掲載 2 か月前までに掲載に向けた協議が必要 コスモスプラザ HP で発信できます コスモスプラザ SNS で発信します

市民活動における参加費・材料費の徴収について

市民交流センター内で実施（交流スペース、多目的室、会議室）する「市民活動」においては、**令和 7 年 7 月以降、参加費または材料費の徴収を認めます。**

「市民活動」とは、**自らの生活にとどまらず、“地域も社会もよくしよう”とする非営利の活動**です。

したがって、**当館に登録する市民活動団体だけでなく、市内にある非営利の団体、市内在住の個人が行う「市民活動」を対象**とします。

なお、以下の条件を満たすものを当館での「市民活動」に位置づけます。

- ・活動や事業（以下、「活動等」という）が実施団体に属する会員を除く、大和高田市に住まう“一般市民”のために企画されている
ただし、事前に市と実施に向けて協議済の活動等である
- ・団体の持つ資源（技術、人材、知識等）が活かされた活動等である（会員向けのレッスン、会合は対象外）
- ・非営利の活動等である
- ・誰でも参加できる活動等である（ただし、定員など設けることは可能）
- ・広く市民に向けて情報を発信し、日時等を告知して実施する活動等である

参加費または材料費の**金額は、各自で設定**してください。

【参加費または材料費を徴収する市民活動】

交流スペースで実施する場合 ⇒ **利用届出書に参加費または材料費を徴収する旨とその金額を記載**してください。

多目的室または会議室で実施する場合 ⇒ **申請書に参加費または材料費を徴収する旨とその金額を記載**してください。